

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 子ども家庭部幼児保育課
問合せ先 03 - 5803 - 1855

6年度調査

1 補助金の名称等

補 助 金 の 名 称	保育補助者雇上強化事業補助金									
根 拠 規 定 等	文京区保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱									
創 設 年 月	平成	28	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	8年	終 了 予 定 年 月		
見 直 し 年 月	令和	6	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	1年			
見 直 し の 内 容	対象施設の追加									
予 算 科 目	款	項		目		大事業		中事業		計画事業番号
	5民生費	4児童福祉費		1保育園費		14保育補助者雇上強化事業		1保育補助者雇上強化事業		
補 助 金 の 種 別	☐ 奨励的補助 ☒ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☐ 投資的補助 ☐ 利子補給									

2 補助金の概要

補 助 目 的	保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とする。									
補 助 事 業 等 の 内 容	保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者及び保育士として職場復帰を目指す保育士に雇上げに要する経費の一部を補助する。									
補 助 対 象 経 費 の 内 容	保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者及び保育士として職場復帰を目指す保育士に雇上げに要する経費									
補 助 事 業 者 等	☐ 区民 ☐ 地域活動団体 ☐ NPO（特定非営利活動団体） ☒ 事業者 ☐ その他									
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、認証保育所、家庭的保育事業									
補 助 金 の 算 出	☐ 定率 〔補助率 〕 ☐ 定額 〔補助額 〕									
	☐ 補助単価 〔 補助単価 単位 〕 ☒ その他									
	〔その他の場合は具体的に記入〕 補助対象事業に要する額とし、利用定員が121人未満の施設の場合、一施設当たり年額3,079,000円、121人以上の施設の場合は、一施設当たり年額6,158,000円を限度とする。 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕									
公 募 の 状 況	対象事業者への直接連絡により周知									
実 績 報 告 書 時 に お け る 使 途 の 確 認 方 法	☐ 領収書 ☐ 契約書 ☐ 決算書 ☐ 成果物 ☒ その他 〔 実績報告書類 〕									
補 助 ・ 単 独 の 状 況	☐ 区単独		負担割合	区	1/8	国	6/8※国事業	都	1/8※国事業 7/8※都事業	補助対象者
	☒ 補助（区上乗せ無し） ☐ 補助（区上乗せ有		上乗せの 内容・理由							

3 交付実績

（件、千円）

項目	3年度（決算）	4年度（決算）	5年度（決算）	6年度（予算）
交付（見込み）件数	35	37	46	40
決算（予算）額	66,770	70,528	90,231	76,249
	国庫支出金		77,338	50,972
	都支出金	58,409	1,598	8,816
	その他			
一般財源	8,361	8,828	11,295	16,461
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準〔○：適合、△：適合しているが課題あり、×：不適合、－：非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由（△、×の場合のみ記載）
必要性 （公益性）	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 （有効性）	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 （適格性） （妥当性） ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	保育士の業務負担の軽減による離職防止、保育補助者の雇用による人材確保により、昨今の保育士不足解消の一助となっている。
課題	本事業と並び保育人材確保を目的とした保育体制強化事業について、令和5年度に補助対象者の拡大等に伴う要綱改正があった。本事業についても需要の高まりから、保育士として職場復帰を目指す保育士も補助対象に追加されたため、より一層制度の動向を注視する必要がある。
今後の方向性	保育体制強化事業と並び、制度の充実化に伴い、年々事業が複雑化している。今後も制度の需要が高まり、複雑化することが見込まれるため、適正な補助金交付のため、正しい制度の周知徹底が必要である。